



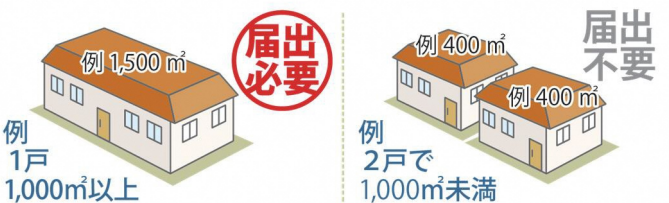
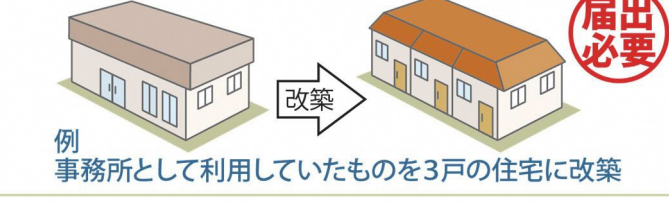
第 8 章

届出制度

1. 居住誘導に係る届出制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握し、各種支援措置等の情報提供を通じて居住誘導区域内への居住の誘導が促進されるよう、都市再生特別措置法第88条に基づく届出制度を運用します。

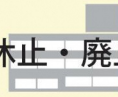
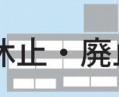
■居住誘導に係る届出制度の運用

届出対象となる行為	
開発行為	① 3戸以上の住宅の建設を目的とした開発行為  例 3戸の住宅 ② 1戸又は2戸以上の住宅の建設を目的とした開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの  例 1戸 1,000㎡以上 例 2戸で 1,000㎡未満
	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合  例 3戸の住宅 例 3戸の住宅 例 1戸の住宅 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合  例 事務所として利用していたものを3戸の住宅に改築
届出の時期	開発行為や建築行為等に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届ける必要があります。
届出に対する対応	届出をした方に対して、住み替え施策等当該区域内における居住誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。
実施エリア	居住誘導区域外

2. 都市機能誘導に係る届出制度

誘導施設に定めた施設が、都市機能誘導区域外に立地する動きや、都市機能誘導区域内の既存の誘導施設に休廃止の動きが生じた場合は、各種支援措置等の情報提供を行う等により、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地・維持が促進されるよう、都市再生特別措置法第108条、同法第108条の2に基づく届出制度を運用します。

■誘導施設に係る届出制度の運用

届出対象となる行為	
開発行為	都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
開発行為以外 (建築等行為)	都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合 ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
誘導施設の休廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止し、又は廃止する場合
届出の時期	開発行為や建築行為等に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届けることが必要です。
届出に対する対応	届出をした方に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。
届出運用イメージ	立地適正化計画区域（都市計画区域） 居住誘導区域 都市機能誘導区域 例…誘導施設：商業施設  新 設 届出不要  休止・廃止 届出必要  新 設 届出必要  休止・廃止 届出不要  新 設 届出必要  休止・廃止 届出不要
実施エリア	立地適正化計画区域